

# 一般競争入札参加要領

入札参加希望者は、公告及び下記の事項に留意し、入札に参加してください。

## 記

### 1 入札の参加準備

- (1) 適正な見積を行うため本市ホームページ又は上下水道局財務課において、川越市建設工事請負契約約款、川越市委託契約約款等契約条項を確認してください。
- (2) 公告において指定された方法に従い設計図書等の閲覧又は貸与を受けなければなりません。埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を用いて入札を執行する場合においては、原則システムよりダウンロードする方法により配布します。  
その他不明な点については、上下水道局財務課までお問い合わせください。

### 2 入札の参加申請又は参加資格確認時に必要となるもの

#### (1) 配置予定技術者報告書

標準型一般競争入札（資格審査を入札執行前に行うもの）の場合は落札後に配置することが可能な者、事後審査型一般競争入札（資格審査を入札執行後に行うもの）の場合は配置することが確実な者を記載し、提出してください。

##### ア 建設工事の場合

川越市建設工事請負契約約款第10条第1項に規定する現場代理人並びに主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者等」という。）に関する事項を記載するとともに、配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類（別紙を参照）の写しを添付してください。なお、配置予定技術者等は、公告日現在において、入札参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方であることが必要です。（非常勤役員は恒常的な雇用関係には該当しません。）

##### イ 設計・調査・測量の場合

川越市委託契約約款第10条第1項に規定する管理技術者に関する事項を記載するとともに、管理技術者との雇用関係が確認できる書類（別紙を参照）の写しを添付してください。なお、管理技術者は、公告日現在において、入札参加申込者と直接的恒常的な雇用関係にある方であることが必要です。（非常勤役員は恒常的な雇用関係には該当しません。）

#### (2) 資本関係・人的関係調書

他の資格者（川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている者）との間における資本関係・人的関係調書を提出してください。資本関係・人的関係に該当する場合については次のとおりです。

##### ア 資本関係

他の資格者との関係が次のいずれかの場合に該当するとき。

- (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社及び民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）は含まないものとする。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### イ 人的関係

他の資格者との関係が次のいずれかの場合に該当するとき。

- (ア) 取締役が、他の資格者（更生会社等を除く。）の取締役を兼ねている場合
- (イ) 取締役が、他の資格者の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

##### ウ ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

#### (3) 市税の納付に係る誓約書兼同意書

市税の納付に係る誓約書兼同意書を提出してください。（本市より市税として課されている税がなくても提出してください。なお、本書が提出できない場合は、本市市税の納税証明等申請書兼証明書を提出してください。）

(4) その他公告において市が指定したもの

(5) (1)から(4)までの書類の提出時期

標準型一般競争入札の場合は入札の参加申請時、事後審査型一般競争入札の場合は一般競争入札参加資格等確認申請書の提出時に提出してください。

### 3 入札参加

次の事項に留意して入札に参加してください。

(1) 入札参加申込者（特定共同企業体が入札参加申込者となる場合を含む。）が2者に満たない場合は、入札の執行を中止します。ただし、電子入札により入札を執行する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する事業に係る入札を執行する場合及び市長が特に必要と認める場合を除きます。

(2) 入札の時間に遅れる、又は締切日時に間に合わない場合は失格となりますので、公告等によって、あらかじめ入札の執行場所及び日時を確認してください。

(3) 入札書は、川越市が指定する入札書により入札してください。

(4) 入札金額内訳書を作成のうえ、入札執行時に提出してください。

(5) 入札の回数は1回を限度とし、落札者のない場合は入札を打ち切ります。

(6) 次に該当する入札は、無効となります。

ア 川越市契約規則第12条及び川越市競争入札等参加者心得第12条に該当する入札

イ 事後審査型一般競争入札の方式を用いて入札を執行する場合、上記アのほか川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領第10条に該当する入札

### 4 入札の辞退

入札の参加申込みをしても、入札の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができますので、辞退する場合は「入札辞退届」を提出してください。

### 5 その他

(1) 一般競争入札の参加資格要件、入札執行等については、当該入札執行の公告及び関係法令に基づいて執行します。

(2) 現場説明は行いません。

(3) その他川越市契約規則、川越市電子入札運用基準、川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領、川越市建設工事請負契約約款、川越市委託契約約款、川越市競争入札等参加者心得等によるものとします。

附 則

この要領は、平成24年6月11日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日（令和2年4月30日）から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

## 雇用関係添付書類

## 別紙

「配置予定技術者等、管理技術者との雇用関係が確認できる書類」は、下記に掲げるいずれかの書類の写しとしてください。

なお、必要項目（本人氏名、生年月日、会社の所在地や名称、資格取得年月日等のわかる部分、書類の発行年月日等）以外は黒塗りしてから、添付してください。

記

### 【配置予定技術者等、管理技術者との雇用関係が確認できる書類】

|          |                                                                                                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通       | 1 健康保険被保険者証<br>2 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書<br>3 住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書<br>4 源泉徴収票<br>5 雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）<br>6 登記事項証明書の役員名簿欄 |
| 建設工事     | 7 監理技術者資格者証<br>8 経営事項審査申請書別表技術職員名簿                                                                                                          |
| 設計・調査・測量 | 9 建築士事務所登録証明<br>10 測量士名簿記載事項証明書<br>11 技術士登録証明書<br>12 R C C M登録等証明書                                                                          |

※ 上記枠内のいずれの書類も提出できない場合（例 社会保険等の適用がない個人事業主等）は、例外的に、上記枠内の書類が提出できない理由のわかる書類を添えて市が指定する「雇用確認書」の提出に代えることができます。

◎ 上記枠内の書類が提出できない理由のわかる書類とは以下の書類になります。

1 または2の提出ができないことの証明書類

→ 従業員数の確認ができる書類が必要になります。

（例）労働保険料算定基礎賃金等の報告の写し、事業所別被保険者台帳（雇用保険）の写し

3の提出ができないことの証明書類

→ 住民税が普通徴収であることの確認ができる書類が必要になります。

（例）普通徴収税額の通知書の写し

4の提出ができないことの証明書類

→ 雇用時期の確認ができる書類が必要になります。

（例）雇用契約書の写し

5の提出ができないことの証明書類

→ 雇用保険の適用除外であることの確認ができる書類が必要になります。

(1) 65歳に達した日以後に常用労働者として雇用された場合、年齢と雇用された日の確認ができる書類が必要になります。

（例）住民票及び雇用契約書の写し

(2) 法人の役員の場合（代表取締役、取締役、監査役等）

（例）登記事項証明書の写し